

庄内医療情報ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、庄内医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の関係医療機関及び介護事業所等がそれぞれの保有情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を経て在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに、切れ目ない医療・介護サービスを提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療情報共有化の推進
- (2) 地域医療連携パス運用の推進
- (3) 医療情報共有化システムの開発
- (4) 知的所有権の管理に寄与する事業
- (5) その他本協議会の目的にあった事業

(構成団体、役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の構成団体、機関並びに役員は別紙のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 3名

2 役員は委員の互選によって選定する。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の財産の状況並びに決算を監査する。

(任期等)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める利用者登録申請書により、会長に申し込む。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人に

その旨を通知しなければならない。

(会員の退会及び資格喪失)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 除名されたとき。
- 3 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、協議会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) ちようかいネット運用規程に違反したとき。
 - (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(協議会の開催)

第9条 会長は必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。

- 2 協議会の議長は会長とする。
- 3 協議会の議決は出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第10条 会長は第3条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

- 2 検討委員会の長は会長が指名し、その構成員は検討委員会の長が指名した者で構成する。

(協議会の機能)

第11条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

規約及び規程の変更

事業計画及び収支予算

事業報告及び収支決算

資産の管理

その他、協議会の運営に関する事項

- 2 収支決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を山形県酒田市あきほ町30番地に置く。

(会計)

第13条 協議会の会計事務並びに契約事務は「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程」、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程実施規程」及び「地方独立行政法

人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程」を準用する。

2 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(費用負担)

第14条 庄内二次医療圏の情報開示病院及び中核病院を有する市区町村は協議会事務局の運営業務を支援することを目的として、運営支援費を納入するものとする。

2 費用負担額は、協議会の審議により翌年度分を定めるものとする。

3 協議会事務局は、毎年6月末を目処に当該年度の費用負担額を通知するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項は協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

1 この規約は令和3年4月1日から施行する。

2 この協議会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長 佐藤 顕

副会長 福原晶子

監 事 鶴岡市健康福祉部地域包括ケア推進室

山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課 課長補佐

酒田市健康福祉部健康課 課長補佐

3 この協議会の設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、この協議会の設立の日から令和4年5月31日までとする。

附 則

本規約改定は令和5年7月3日から施行する。